

- 2 乙は、本件表層、協会整備後表層及び工作物等の使用に際して、悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染、有毒ガス又は汚水の排出等によって、近隣に迷惑をかけてはならず、それらによって、近隣環境を損なうと予想され、又は損なった場合には、それを予防し、又は近隣環境を回復するのに必要な措置等を講じなければならない。

(汚染土壌の飛散防止等)

- 第 18 条 乙が盛土に用いる土壌は、夢洲内から発生する汚染土壌を扱うことから、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）を遵守し、飛散防止等の措置を講じなければならない。
- 2 乙は、協会整備後表層において、土壌汚染の把握に努め、土壌汚染が判明した場合は、人に健康の被害が生じないように措置を講じなければならない。

(契約解除)

- 第 19 条 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件表層を必要とするときは、使用貸借期間中といえども本契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用貸借期間中といえども本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 乙が、使用貸借始期から 3 か月以内に第 2 条に定める使用目的どおり使用を開始しないとき
 - (2) 乙が、使用貸借期間中にその用途を廃止し、何らの用途にも用いない場合
 - (3) 乙が、管理有害物質による土壌汚染の原因を生じさせ、対策を講じないとき
 - (4) 乙が、第 10 条の規定に違反して、使用借権を第三者に譲渡し、若しくは第三者に対する債務の担保に供し、又は本件表層若しくは協会整備後表層の全部若しくは一部を第三者に転貸し、若しくは第三者に占有させる行為をしたとき
 - (5) 乙が、第 10 条の規定に違反して、工作物等の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は貸付若しくは第三者に対する債務の担保に供する行為をしたとき
 - (6) 乙が、その他本契約の条項に違反したとき
 - (7) 乙が、本契約に関する法令等に違反したとき
 - (8) その他、乙に本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき
- 3 甲は、前項に定めるもののほか、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪府条例 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、乙が暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(損害賠償)

- 第 20 条 前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

- 第 21 条 乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、使用貸借期間開始以降に本件表層や甲の既設設備等に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた本件表